

災害配慮基準 Q&A

R4.2.20 施行

Q1：いつから適用されるのか。

A1：所管行政庁への認定申請日が令和4年2月20日以降の場合に適用されます。令和4年2月18日（金）以前に登録住宅性能評価機関で事前審査を受け、適合証が発行されている場合でも同様ですので、その場合は令和4年2月18日（金）までに所管行政庁へ申請ください。

Q2：令和4年2月18日（金）以前に認定申請した認定長期優良住宅で、令和4年2月20日以降に変更認定申請（譲受人等の決定を含む）、地位承継の承認申請を行う場合も適用するのか。

A2：当初認定申請日が令和4年2月18日以前の認定を受けた長期優良住宅については、令和4年2月20日以降の変更の認定申請等がある場合でも、当該基準は適用されません。

Q3：長期優良住宅の認定を受けたのち、認定日以降に追加で指定された災害配慮対象区域の区域内となった場合はどうなるのか。

A3：当初認定申請時の基準が基本となるため、認定日以降に区域内となった場合でも長期優良住宅の取消しにはなりません。また、Q2と同様に変更の場合でも適用されません。

Q4：当初建築時に災害配慮対象区域内のため、認定出来なかった住宅について、見直し等により災害配慮対象区域外となった場合はどうなるのか。

A3：建築工事着手後に区域外となり、認定基準に適合したとしても長期優良住宅とは出来ません。ただし、増改築し、増改築の認定申請を行う場合は長期優良住宅とできる可能性があります。または、令和4年10月1日以降に長期優良住宅法が再度改正され、既存住宅の認定申請制度が創設される予定ですので、その手続きにより長期優良住宅に出来る可能性があります。

その他、疑問点等ありましたら以下「お問合せ先」までご連絡ください。

お問合せ先						
	住宅の建築場所	申請窓口	電話番号	住宅の建築場所	申請窓口	電話番号
県が所管する地域	いなべ市、木曾岬町、東員町	桑名建設事務所 建築開発室	0594-24-3667	桑名市	桑名市役所 都市整備部 建築審査室	0594-24-1218
	亀山市※、菟野町、朝日町、川越町	四日市建設事務所 建築開発室	059-352-0684	四日市市	四日市市役所 都市整備部 建築指導課 許可認定係	059-354-8183
	多気町、明和町、大台町	松阪建設事務所 建築開発課	0598-50-0587	鈴鹿市	鈴鹿市役所 都市整備部 建築指導課	059-382-9048
	伊勢市、玉城町、度会町、南伊勢町、大紀町	伊勢建設事務所 建築開発室	0596-27-5210	亀山市※	亀山市役所 産業建設部 都市整備課	0595-84-5088
	鳥羽市、志摩市	志摩建設事務所 建築開発課	0599-43-9651	津市	津市役所 都市計画部 建築指導課 建築安全・耐震担当	059-229-3187
	伊賀市※、名張市※	伊賀建設事務所 建築開発室	0595-24-8239	松阪市	松阪市役所 建設部 建築開発課審査係	0598-53-4156
	尾鷲市、紀北町	尾鷲建設事務所 建築開発課	0597-23-3546	伊賀市※	伊賀市役所 建設部 建築課	0595-22-9732
	熊野市、御浜町、紀宝町	熊野建設事務所 建築開発課	0597-89-6148	名張市※	名張市役所 都市整備部 都市計画室	0595-63-7698

※ 亀山市、伊賀市、名張市の住宅で建築基準法第6条第1項第4号に該当するもの（県の許可を必要とするものを除く）については、各市の担当窓口となります。

本チラシに関するお問合せ先：三重県県土整備部住宅政策課 住まい支援班 TEL:059-224-2720 mail:jutaku@pref.mie.lg.jp

第2弾

令和4年1月31日版



令和4年2月20日から

「長期優良住宅認定申請」に関する以下の事項が変わります。

- ① 「確認書」又は「住宅性能評価書」と併せて申請する場合の添付書類
- ② 認定基準に災害配慮基準を追加 Part. 2 など

※注意

令和4年2月18日（金）までに登録住宅性能評価機関へ事前審査を依頼された方は、適合証の発行を受けた上で、令和4年2月18日（金）までに所管行政庁へ認定申請をしていただく必要があります。



三重県 県土整備部 住宅政策課

「確認書」又は「住宅性能評価書」と併せて 申請する場合の添付書類の変更

【主な改正内容】

■品確法の改正により、登録住宅性能評価機関に長期使用構造等であることの事前審査を求めた場合、「確認書」又は「住宅性能評価書（長期使用構造等であることを確認したもの）」が交付され、これを添えて所管行政庁へ行う認定申請等において、添付書類を変更します。

R4.2.20 施行

【法第5条第1、2項（新規申請 注文住宅）の場合】

【現行】

○ 認定申請書
● 設計内容説明書
○ 付近見取図
○ 配置図
● 仕様書（仕上げ表を含む。）
○ 各階平面図
○ 用途別床面積表
○ 床面積求積図
○ 二面以上の立面図
○ 断面図又は矩計図
● 基礎伏図
● 各階床伏図
● 小屋伏図
● 各部詳細図
● 各種計算書
● 機器表
◎ 適合証の原本
○ 維持保全計画書
◎ 居住環境基準に適合することを証する書面の写し
確認済証の写し（建築基準法の確認申請が必要な場合のみ。） ※松阪市へ申請する場合は添付不要。 ※鈴鹿市へ提出する場合は、鈴鹿市で確認申請を受けた場合は添付不要です。
◎ 住宅性能評価書の写し（該当する場合に限る。）
● 住宅型性能認定書の写し（該当する場合に限る。）
● 型式住宅部分等製造者認証書の写し（該当する場合に限る。）
● 特別評価方法等認定書（該当する場合に限る。）

添付不要に

添付不要に

添付不要に

【改正】

○ 認定申請書
○ 付近見取図
○ 配置図
○ 各階平面図
○ 用途別床面積表
○ 床面積求積図
○ 二面以上の立面図
○ 断面図又は矩計図
◎ 確認書又は住宅性能評価書（長期使用構造等であることを確認したものに限り。）の写し
○ 維持保全計画書
◎ 居住環境基準に適合することを確認した旨を記載した書類（許可証等があればその写し）
◎ 災害配慮基準に適合することを確認した旨を記載した書類
◎ 確認済証の写し（建築基準法の確認申請が必要な場合。ただし、容積率の特例許可申請を行う場合を除く。） ※鈴鹿市へ提出する場合は、鈴鹿市で確認申請を受けた場合は添付不要です。

※様式に変更があります

【凡例】

- ★新規
- ◎変更あり
- 削除
- 変更なし

※参考【改正後の完了報告書】

○ 認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了した旨の報告書
○ 認定長期優良住宅建築等計画に従って建築工事が行われた旨の確認書

◎ 検査済証（建築基準法第七条第五項又は第七条の二第五項）の写し（建築基準法の確認申請が必要な場合のみ。）

※名張市へ報告する場合は、追加で工事写真の添付が必要です。

参考様式は本ページ左下「掲載先」にてダウンロードください。

認定基準に災害配慮基準を追加 Part.2

R4.2.20 施行

【基準の概要】

■長期優良住宅法の改正により、長期優良住宅の認定基準に災害配慮基準が追加されました。三重県では、自然災害のリスクが特に高い区域（以下「災害配慮対象区域」という。）内の住宅は、この災害配慮基準に適合しないことから、認定が出来なくなります。

【注意】登録住宅性能評価機関による事前審査の審査項目ではありませんので、必ず申請前に申請予定の住宅が災害配慮対象区域内ではないことを確認してください。

■災害配慮対象区域内外の考え方は以下のとおりです。

<p>① 認定申請対象</p> <p>○ (認定可)</p> <p>・認定申請対象(母屋及び住宅設備)が区域外</p>	<p>② 認定申請対象</p> <p>× (認定不可)</p> <p>・認定申請対象(母屋)が区域内</p>	<p>③ 認定申請対象</p> <p>△ (原則認定不可)</p> <p>・認定申請対象(住宅設備)が区域内 (例外は裏面の問合せ先よりご確認ください。)</p>
<p>⑤ 認定申請対象</p> <p>○ (認定可)</p> <p>・認定申請対象(母屋及び住宅設備)は区域外で、別棟の認定申請対象外(住戸以外の用途・門塀含む)は区域内</p>	<p>④ 認定申請対象</p> <p>× (認定不可)</p> <p>・同一棟の認定申請対象(住戸以外の用途・門塀含む)が区域内</p>	<p>⑥ 変更認定申請対象 (離れ)</p> <p>○ (変更認定可)</p> <p>・今回増築分の変更認定申請対象(離れ)は区域外で、認定有りの変更認定申請対象外(母屋)は区域内</p>
<p>⑦ 認定申請対象 (離れ)</p> <p>× (増改築の認定不可)</p> <p>・今回増築分の認定申請対象(離れ)は区域外で、認定無しの認定申請対象(母屋)は区域内</p>	<p>⑧ 認定申請対象</p> <p>× (認定不可)</p> <p>・共同住宅で認定申請対象住戸は区域外で同一棟内の認定申請対象外住戸は区域内</p>	<p>【凡例】</p> <p>⬜ : 災害配慮対象区域</p> <p>⬜ : 母屋</p> <p>⬜ : 離れ</p> <p>○ : 住宅設備</p> <p>⬜ : 住戸以外の用途・門塀含む</p>

※災害配慮対象区域(URL 又は QR コード等にてお問合せ先をご確認ください。)

- 地すべり防止区域(地すべり等防止法第3条第1項)
お問合せ先 (https://www.pref.mie.lg.jp/D1KENDO/11248001375_00001.htm)
- 急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項)
お問合せ先 (https://www.pref.mie.lg.jp/D1KENDO/11252001379_00001.htm)
- 土砂災害特別警戒区域(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項)
お問合せ・確認先 (https://www.pref.mie.lg.jp/HOZEN/HP/06770006284_00003.htm)
- 災害危険区域(建築基準法第39条第1項)(紀宝町鮎田、高岡及び大里地区のうち標高9.4メートル未満の区域)
お問合せ先 (紀宝町役場 基盤整備課 TEL:0735-33-0357)

